

5月は消費者月間です！

今年のテーマは

「安全・安心 いま新たなステージへ」です。

トラブルに巻き込まれてしまったときや心配ごとがあるときは一人で悩まずに、できるだけ早めに相談することが大切です。

守ろうよ、みんなを！

消費生活相談は、「消費者ホットライン **0570-064-370**」

消費生活 相談

悪質な訪問販売や振り込め詐欺などでお困りの方への相談窓口です。

【日時】6月5日(火) 13時～15時30分

【場所】朝日町保健福祉センター「さわやか村」 2階 研修室

【問い合わせ先】朝日町社会福祉協議会 TEL 377-2941

※消費生活・多重債務の相談は産業建設課（TEL 377-5658）でも出来ます。

ぜひご利用ください!!

「特設人権相談所」

人権擁護委員法の施行日の6月1日にちなんで6月1日を「人権擁護委員の日」と定められています。

人権擁護委員は、人権の擁護の仕事に理解を持ち、最もふさわしい人として町長が推薦し、法務大臣が委嘱した方で、人権問題でお悩みのあなたの相談に応じています。

とき	6月1日(金) 10時～15時
ところ	朝日町保健福祉センター「さわやか村」2階 研修室
委員	荒木 智榮(柿) 小向 征子(小向) 伊藤 茂(埋縄)

ごみゼロ運動について

平成24年度のごみゼロ運動日は以下のとおりです。
皆様のご協力をお願い致します。

5月27日(日) 予備日 6月3日(日)

6月3日に実施出来ない場合は中止となります。

*集合時間・場所は各自治区へご確認ください。

※朝日町では、ごみゼロ運動日の設定を行いました。

ごみゼロ運動日：毎年5月末の日曜日（予備日：毎年6月第1日曜日）

天候により予備日も実施出来ない場合は、その年のごみゼロ運動は中止とさせていただきます。



問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653